

第 1 7 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定に対する本件異議申立ては、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 3月18日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日に、緑政土木局緑地部緑地維持課が受領した行政不服申立書にもとづく決定書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 平成26年 3月28日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成〇年〇月〇日付けで申立てのあった名古屋市長の行った保存樹等指定審査の結果通知に対する異議申立て（以下「本件原異議申立て」という。）に係る決定書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 4号に該当

公開請求のあった文書については、現在、市の内部において回議中であり、これらの情報を公開することで、意思決定の中立性を損ない、不当に誤解と混乱を生じさせるおそれがあるため。

3 同年 4月 2日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して本件異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件原異議申立ては申立てから一年を経過しており、不服申立ての法の問題意識である「行政機関の専門的知識を活用した簡易迅速な救済」が大きく損なわれているため、一刻も早く決定書を公開すべきである。

(2) 本件行政文書は、過去の判定・判断の過程が克明・詳細に、法理論の展開に沿って書かれているだけなので、改めて市の内部で、再度の審議や検討、協議する必要はないはずである。

(3) 本件行政文書に記述されている緑地維持課の決定に至るプロセスと、その根拠を公開せよと主張したのは正当な情報公開請求権の行使であり、事案に関与する部署への影響がある部分を黒く消して公開をすれば、複数の結論が公になることはない。

(4) 平成〇年〇月〇日に異議申立人に送付された本件行政文書においては、傾斜していない樹木を傾斜していると認定して保存樹に指定しないとしており、本件行政文書の内容には瑕疵がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、平成〇年〇月〇日に起案されており、公開請求時点（平成26年 3月18日）においても回議中で決裁されておらず、施行されていない。
- 2 本件行政文書の前提となる異議申立ては、再審査及び保存樹等への指定を要求する内容であり、処分の内容について、再度審査、検討または協議が必要なものといえる。
- 3 回議又は合議の途中で公開されることになれば、事案について調査し、法令の適用関係の適否を明らかにすべき部署や、事案の執行により直接影響を受ける部署が承認していない内容が公になることとなる。

本件のように当事者間で争いがある不服申立てに係る文書においては、公になった内容への反応によっては回議又は合議先の審査・承認に影響を与え意思決定の中立を損なうおそれがあるとともに、市の方針として複数の結論が公となりうることで不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立てについて、異議申立ての利益を有さず却下すべきか否か及び本件行政文書が条例第 7条第 1項第 4号に該当するかが争点となっている。

2 当審査会の調査によると、本件原異議申立てに係る決定について、次の事実が認められる。

(1) 異議申立人は、自己の所有する樹木について、実施機関が平成○年○月○日付けで行った都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第 142号）第 2条第 1項に規定する保存樹及び名古屋市緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号）第15条第 1項に規定する保存樹木として指定しない旨の決定に対し、平成○年○月○日に実施機関に対し異議申立てを行った。

(2) これに対し、実施機関は本件原異議申立てを棄却する旨を内容とする本件行政文書を同年○月○日付けで起案した。

(3) 異議申立人は、上記第 2のとおり、平成26年 3月18日に本件公開請求を行った。そして、本件公開請求に対し実施機関が行った本件処分に対して異議申立人は同年 4月 2日に本件異議申立てを行った。

(4) その後、実施機関は同年○月○日付けで本件原異議申立てを棄却する旨の決定を行い、本件行政文書を異議申立人に送付した。

3 異議申立ての利益について

(1) 本件異議申立ての趣旨は行政処分の取消しを求めるものであるため、これが認められるためには、当該行政処分の取消しにより、当該行政処分によって侵害されていた異議申立人の権利又は法律上保護された利益が回復されることが必要である。

(2) そして、本件処分が取り消されれば、実施機関は異議申立人に対し本件行政文書を公開する義務を負うところ、本件異議申立ての目的は、本件公開請求の目的たる本件行政文書の公開を求める権利を回復しようとするものである。よって、本件異議申立ては、本来、本件処分の取消しを求める法律上保護された利益を有するといえる。

(3) しかし、本件行政文書は、実施機関により平成○年○月○日付けで異議申立人に送付されており、本件処分を取り消されたとしても、異議申立人は既に送付されている本件行政文書の公開を受けられるに過ぎない。

(4) よって、異議申立人は、現時点においては本件行政文書の公開を求める

という本件公開請求の目的を既に達していると認められ、本件処分 of 取消しを求める異議申立ての利益を有するとは認められない。

- (5) したがって、本件異議申立ては、既に異議申立ての利益を有さず却下すべきである。

4 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

実施機関は本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 4 号に定める非公開事由に該当する旨を主張しているが、上記 3 (5) で判断したように、本件異議申立ては却下すべきものであるため、これについて判断する必要はない。

5 異議申立人のその他の主張について

- (1) なお、異議申立人は、実施機関が本件行政文書の作成に時間を要したことへの不満に加えて、既に受け取った本件行政文書の内容についての不満や自己の主張を述べている。

- (2) しかし、上記 5 (1) の主張からは、なお異議申立ての利益を認めるべき特段の事情は認められず、本件異議申立てに係る判断に影響を与えるものではない。

- 6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 5月22日	諮問書の受理
5月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月30日	実施機関の弁明意見書を受理
7月 3日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
7月 9日	異議申立人の反論意見書を受理
平成28年 1月15日 (第182回審査会)	調査審議
2月12日	異議申立人の追加反論意見書を受理
5月20日 (第186回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取

7月15日 (第188回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
8月19日 (第189回審査会)	調査審議
10月21日 (第191回審査会)	調査審議
10月31日	答申